ソーダ灰 （凝縮されたもの及び粉状のもの） ［炭酸ナトリウム（凝縮されたもの及び粉状のもの）］	SODA ASH (Dense and light)	一　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において船積みをしないこと。 三　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 六　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 七　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 八　陸揚げ後、積載場所を十分に清掃すること。ただし、引き続き本貨物を積載する場合は、この限りでない。
ステンレス鋼研磨滓	STAINLESS STEEL GRINDING DUST	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 三　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
採石くず	STONE CHIPPINGS	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
砂糖 （粗糖、黒砂糖、精製糖）	SUGAR	一　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において船積みをしないこと。 三　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
カリとマグネシウムの硫酸塩	SULPHATE OF POTASH AND MAGNESIUM	一　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 二　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 三　雨中において船積みをしないこと。 四　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
硫黄 （成形されたもの）	SULPHUR (formed, solid)	一　酸化性物質と別の船倉又は区画に積載すること。 二　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三　積載場所を海水で洗い流さないこと。
		四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　荷役作業中、貨物の粉じんの発生を防止するための措置をとること。 六　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止し、機器類が故障することを防止するための措置をとること。 七　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 八　積載場所の貨物と接触する部分は、腐食を防止するための措置をとること。 九　船積み後、ハッチを閉鎖すること。 十　積載場所を通風する場合は、貨物の表層のみを通風すること。 十一　陸揚げ後、積載場所を清水によって十分に清掃し、洗い流すこと。
過リン酸石灰 ［重過リン酸石灰］	SUPERPHOSPHATE	一　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 二　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 三　雨中において船積みをしないこと。 四　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 六　積載場所の貨物と接触する部分は、腐食を防止するための措置をとること。 七　航海中、積載場所を通風しないこと。 八　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。
過リン酸石灰（三方晶系） ［重過リン酸石灰（三方晶系）］	SUPERPHOSPHATE (triple, granular)	一　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 二　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 三　雨中において船積みをしないこと。 四　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 六　積載場所の貨物と接触する部分は、腐食を防止するための措置をとること。 七　航海中、積載場所を通風しないこと。 八　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。
タコナイトペレット	TACONITE PELLETS	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
滑石	TALC	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。